

○中村学園大学学位規程

平成2年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、中村学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第24条及び中村学園大学学則(以下「大学学則」という)第25条の規定に基づき、中村学園大学(以下「本学」という)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位の種類及び専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士の学位 (修士課程又は博士課程前期 2年の課程)	博士の学位 (博士課程後期3年の課程)
栄養科学研究科	栄養科学専攻	修士(栄養科学)	博士(栄養科学)
流通科学研究科	流通科学専攻	修士(流通科学)	
教育学研究科	教育学専攻	修士(教育学)	

学部	学科	学位の種類
栄養科学部	栄養科学科	学士(栄養科学)
	フード・マネジメント学科	
教育学部	児童幼児教育学科	学士(教育学)
流通科学部	流通科学科	学士(流通科学)

(学位授与の要件)

第3条 本学大学院において所定の課程を修了した者には、大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2 本学を卒業した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第2章 博士前期課程及び修士課程

省 略

第3章 博士後期課程

省 略

第4章 学位論文の公表、その他

省 略

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

別表1 第12条に規定する修士の学位記の様式(縦書きにする場合も、同様とする。)

省 略

別表2 (1)第21条に規定する博士の学位記の様式

(2)第32条に規定する博士の学位記の様式

省 略

別表3

第3条第2項に定める学士の学位記(縦書きにする場合も、同様とする。)

- (1) 栄養科学部栄養科学科

学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学栄養科学部栄養科学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(栄養科学)の学位を授与する		
年 月 日	中村学園大学長	印
第 号		

- (2) 栄養科学部フード・マネジメント学科

学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学栄養科学部フード・マネジメント学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(栄養科学)の学位を授与する		
年 月 日	中村学園大学長	印
第 号		

(3) 教育学部

学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学教育学部児童幼児教育学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(教育学)の学位を授与する		
年 月 日	中村学園大学長	印
第 号		

(4) 流通科学部

学 位 記		
氏 名		
年 月 日生		
本学流通科学部流通科学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(流通科学)の学位を授与する		
年 月 日	中村学園大学長	印
第 号		